

広島県告示第十三号

広島県国民健康保険事業費納付金条例（平成二十九年条例第三十八号）第八条の規定により、一般納付金被保険者均等割指数を〇・七と定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦